

商品概要説明書

(令和3年7月1日現在)

| | |
|--|--|
| 商品名 | 成年後見支援貯金無利息型<決済用> |
| ご利用いただける方 | ○個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。 |
| 期間 | ○期間の定めはありません。 |
| 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 | ○当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、預入できます。 ○1円以上 ○1円単位 |
| 払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他 | ○当JAの口座開設店（所）窓口でのみ、払戻しできます。 ○家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 ○家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 ○公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。 |
| 利息 | ○無利息となります。 |
| 手数料 | ○定期自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、当JA所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。 |
| 付加できる特約事項 | ○定期交付金の支払手段※として、定期自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。 |
| 貯金保険制度 (公的制度) | ○貯金保険制度により全額保護されます。 |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所または信用部信用課（電話：086-225-9835）にお申しください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部信用課またはJAバンク相談所にお申しください。 岡山弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申しください。） |
| その他参考となる事項 | ○1人1口座とします。 ○キャッシュカードは発行いたしません。 ○ATM（現金自動貯払機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するATMを利用した入金と記帳のみ可能です。 ○当JAの口座開設店（所）窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ○通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月8日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。 |

JA岡山